

## 壬生町有料広告事業実施要綱

平成21年 2月13日  
告示 第8号

### (目的)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、新たな財源を確保し地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体とは、次に掲げる町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町が発行する印刷物

イ 町が管理するホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産で別に定めるもの

(2) 広告掲載とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

### (広告の掲載の範囲)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 個人の氏名を広告するもの

(6) 社会問題について主義主張するもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(8) 美観風致を害するおそれのあるもの

(9) その他広告を掲載することが適当でないと町長が認めるもの

2 前項に規定する広告掲載の範囲の細部その他必要な事項は、別に定める。

### (広告の規格等)

第4条 広告の規格及び枠数、広告掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間その他の事項は、町長が別に定める。

### (広告の募集)

第5条 広告の募集は公募とし、前条の事項を町の広報紙及びホームページに掲載して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの方法による場合は、その掲載を要しない。

(1) 民間企業等に広告掲載を直接依頼するとき。

(2) 広告代理業を営む者をして募集させるとき。

### (広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、広告媒体ごとに別に定める申込書に必要書類を添えて、

町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上可否を決定し、広告媒体ごとに別に定める通知書により当該申込者に通知する。

2 前項の場合において、広告掲載が適当であると認める申込みが募集した枠数を超えるときは、抽選により決定する。

3 町長は、特に必要があると認めるときは第15条に規定する広告掲載審査委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、広告掲載の規格、期間等並びに類似広告掲載の市場価格を勘案し、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第10条 広告主は、広告掲載の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿及び広告物の作成に要する費用は、広告主が負担する。

(広告掲載の取消し等)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を停止し、若しくは中止し又は当該決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (2) 広告主が広告掲載料を納付しないとき。
- (3) 行政運営上支障があるとき。
- (4) 町長が広告掲載を行うことが不相当であると認めるとき。

(広告物の削除等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合、広告を掲載した広告物の削除等を行うことができる。

- (1) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。
- (2) 広告主が業務運営について、行政当局から注意又は勧告を受けたとき。
- (3) 町長が必要があると認めるとき。

(広告掲載料の不還付)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができないと認められる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(広告掲載審査委員会)

第15条 広告掲載に関し、次に掲げる事項を行うため広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 第7条第1項の決定が困難な広告掲載の可否に関し協議すること。

(2) その他広告の掲載に関し協議すること。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員会は、町長の諮問に応じ、広告の内容、表現等について審査し、その結果を町長に答申しなければならない。
- 4 委員長は、総務部長をもって充て、その他の委員は民生部長、経済部長、建設部長、上下水道部長及び教育次長で組織する。
- 5 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 6 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員会は、審査に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。